

議案第 123 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 388 号。以下「施行令」という。）第 137 条の 12 第 6 項」を「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 137 条の 12 第 11 項」に、「施行令第 137 条の 12 第 7 項」を「施行令第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。